

「令和6年度LED防犯灯設置維持管理事業手法等検討支援業務委託」提案書評価基準

1 評価方法

- (1) 出席した評価委員（以下「評価委員」という）は、各評価項目について、1～5点の5段階評価を行う。
- (2) 評価（配点）の考え方は、別紙「評価の視点」のとおりとする。なお、提案書に評価項目に該当する記載がない場合は1点とする。
- (3) 項目ごとの評価で過半数の委員が「1」を採点した場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。（「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）
- (4) 合計点の平均が50点未満の場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。

2 選定方法について

- (1) 「提案書評価基準」の評価項目により評価を行い、各委員の点数（点）を合計し、最も得点の高い提案者を候補者とする。
- (2) 複数の事業者が同点だった場合、「1 提案内容に関する視点」の点数の合計が高い事業者を選定する。
- (3) (2)において同点の場合、「2-2 新たな付加価値の提案に対する専門的な評価・分析能力」の点数が高い事業者を選定する。
- (4) (3)において同点の場合、委員長がくじを引き、事業者を選定する。

3 評価項目

評価項目	配点	評価 (1～5)	加重倍率	評価点	着眼点 ※ () 内は項目ごとの最高点	評価の着目点
1 提案内容に関する視点 (小計)	30					
1-1 業務目的の理解度及び受託に必要な専門的知識	10		×2		業務目的及び公共物の維持管理に関する現状と課題の理解 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業の目的や必要性を理解しているか。 ●PPPに関する基本的知識を有しているか。 ●本市の財政ビジョンを理解しているか。
1-2 防犯灯設備維持管理の現状・課題の把握	10		×2		防犯灯設備に関する現状と課題の理解 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯灯事業に関する基本的知識を有しているか。 ●防犯灯設備維持管理の現状・課題の把握しているか。
1-3 市負担（費用及び作業）を軽減するための効率的な整備・維持管理についての考え方	10		×2		課題認識と提案の考え方 (10)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題を的確に捉え、課題解決に向けた提案の考え方が明確に示されているか。 ●関係法令等を確認し、実現可能な提案となっているか。
2 実施体制に関する視点 (小計)	70					
2-1 従事スタッフの構成・人数と業務の実現性	15		×3		従事スタッフの構成・人数、業務内容ごとの役割分担、担当配置 (15)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施に十分な人数とその構成になっているか。 ●業務説明資料の業務内容において、事業実施に十分な役割分担になっているか。
2-2 新たな付加価値の提案に対する専門的な評価・分析能力	15		×3		付加価値の提案に対する評価・分析の役割配置・構成 (15)	●サウンディング調査等での新たなビジネス等の付加価値の提案について、評価・分析できる十分な役割配置とその構成になっているか。
2-3 スケジュールの実現性	15		×3		受託からのスケジュール設定 (15)	●無理のないスケジュールになっているか。
2-4 類似業務の実績	20	※事務局で採点します。	×4		類似業務の実績 (20)	●類似業務の実績があるか。
2-5 ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組	5	※事務局で採点します。			ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5) ※1	下記の点について1つ満たすごとに加算： ●次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。（従業員101人未満の場合のみ加算） ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク） ②女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし） ③よこはまグッドバランス賞の認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースユール認定を取得しているか。 ●障害者雇用促進法に基づく法定雇用量2.3%を達成をしている。
合計	100					

【評価】評価は1～5の5段階で行います。（「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。）
 5：特に優れている 4：優れている 3：普通 2：やや不十分である 1：不十分である

【補足】

※1 「ワークライフバランスに関する取組」項目の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とします。

「令和6年度LED防犯灯設置維持管理事業手法等検討支援業務委託」
 提案書評価基準
 評価の視点

評価項目	評価の着目点	評価					加重倍率	満点
		5	4	3	2	1		
提案内容	1-1 業務目的及び公共物の維持管理に関する現状と課題の理解 (10)	非常に的確に理解している	的確に理解している	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 2	10
	1-2 防犯灯設備に関する現状と課題の理解 (10)	非常に的確に理解している	的確に理解している	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 2	10
	1-3 課題認識と提案の考え方 (10)	的確に理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解しており趣旨に沿った提案がなされている	理解している	理解度に不安がある	理解していない又は該当する記載がない	x 2	10
業務実施体制	2-1 従事スタッフの構成・人数、業務内容ごとの役割分担、担当配置 (15)	十分検討されており、構成・人数共に期待できる	検討されており、円滑な実施が期待できる	妥当である	構成・人数に不安がある	十分な人員が配置されていない又は該当する記載がない	x 3	15
	2-2 付加価値の提案に対する評価・分析の役割配置・構成 (15)	十分検討されており、配置・構成共に期待できる	検討されており、円滑な実施が期待できる	妥当である	構成・配置に不安がある	十分な役割配置がされていない又は該当する記載がない	x 3	15
	2-3 受託からのスケジュール設定 (15)	十分検討されており高く評価できる	検討されており評価できる	検討されており妥当である	スケジュール・報告体制に不安がある	スケジュール・報告体制が整っていない又は該当する記載がない	x 3	15
	2-4 類似業務の実績 (20)	①防犯灯や街路灯、道路照明灯等の設置・維持管理に関するPPP手法等検討支援業務について、②PFI手法等検討支援業務について ともに実績がある	①の実績がある	②PFI手法等検討支援業務について、③PPP手法等検討支援業務について ともに実績がある	②、③どちらかの実績がある	①、②、③ともに実績がない	x 4	20
	2-5 ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組 (5)	下記の点について1つ満たすごとに加算： ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ加算） ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している。（従業員101人未満の場合のみ加算） ・次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、又は、よこはまグッドバランス賞の認定を取得している。 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエールの認定を取得している。 ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成をしている。						5
合計							100	